

第1回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の 提供に関する専門委員会の開催について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

第1回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会の開催について

- 障害福祉サービスデータベース（以下「障害福祉DB」という。）の第三者提供については、第三者へのデータ提供にあたってのガイドラインを定める必要があり、匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という。）及び匿名介護保険等関連情報データベース（以下「介護DB」という。）等の整備が先行している公的データベースについては、現に、定められたガイドラインに基づき、第三者提供が行われている。
- 第三者提供の際には、改正後の障害者総合支援法第89条の2の3第3項（障害者データ）及び児童福祉法第33条の23の3第3項（障害児データ）の規定に基づき、**社会保障審議会**又は**こども家庭審議会**の意見を聴かなければならないとされている。
- 第三者提供の可否を議論する場では、提供するデータを用いた研究に対する計画書等について議論され、議論内容が極めて専門的となることから、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会の下に、「**匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会**」を設置することが両部会により承諾され、令和6年9月18日に第1回の専門委員会を開催した。
- 第1回の専門委員会では、主に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関するガイドライン（案）」において定めている審査基準や提供に係る事務処理基準の内容について検討を行った。
- 障害福祉DBのガイドラインの検討においては、基本的にNDBや介護DB等のガイドラインを踏襲しつつ、他の公的データベースと比べ件数が少ないこと等も踏まえ、提供申出に対する審査時や成果物の公表前審査時において、**個人特定の可能性の回避に特に配慮すること及び差別・偏見につながらないよう特に配慮すること**を、他の公的データベースのガイドラインに加え、明記すべきこととされた。

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会委員名簿

委員	所属等
生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科非常勤講師
今橋 久美子	国立障害者リハビリテーションセンター障害福祉研究部 データ利活用障害福祉研究室室長
小澤 温	筑波大学人間系教授
齋藤 俊哉	公益社団法人国民健康保険中央会理事
長島 公之	公益社団法人日本医師会常任理事
藤井 千代	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所部長
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
◎山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター理事長

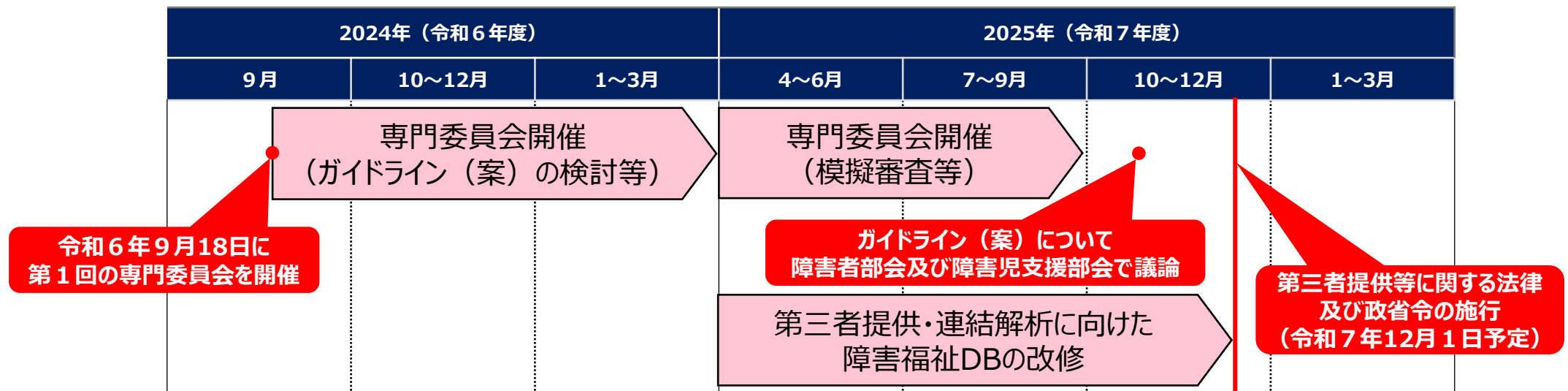
(◎は委員長) (五十音順、敬称略)

障害福祉DBにおける第三者提供・連結解析のスケジュール（案）について

- 今後の専門委員会において、ガイドライン等の内容を更に検討いただき、提供申出に関する模擬審査等を経て、ガイドライン（案）を取りまとめ。

その上で、障害者部会及び障害児支援部会で議論していただき、ガイドラインを策定する予定。

（参考）第三者提供・連結解析に関するスケジュール（案）



※ 改正法において、第三者提供に関する規定の施行日は公布日（令和4年12月16日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

【参考】匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会 設置要綱

1 設置の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により、公布の日（令和4年12月16日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、厚生労働大臣及び内閣総理大臣は匿名障害福祉等関連情報（以下「匿名障害福祉データ」という。）を第三者に提供することができる法的根拠が設けられるとともに、匿名障害福祉データの第三者提供に当たっては、あらかじめ、社会保障審議会又はこども家庭審議会の意見を聴くこととされている。

これを踏まえ、匿名障害福祉データの第三者への提供に係る事務処理及び標準化並びに審査基準等について専門的観点から検討を行うため、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会（以下「両部会」という。）に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- （1）専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- （2）専門委員会に委員長を置く。
- （3）専門委員会に委員長代理を置き、委員長が指名する。

3 検討項目

専門委員会は、匿名障害福祉データの提供に係る事務処理及び標準化並びに専門委員会が行う審査基準を定めた「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関するガイドライン」等の内容を検討する。

4 運営等

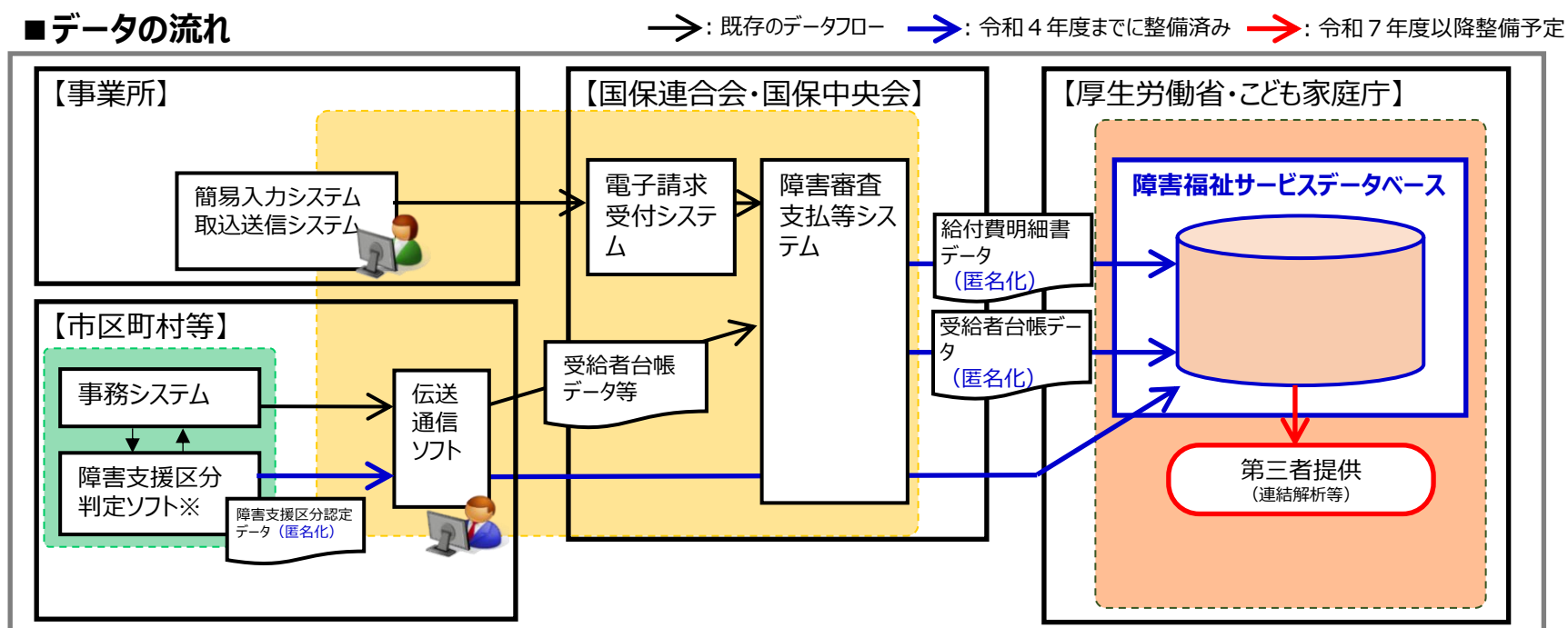
- （1）専門委員会の議事は、原則公開とするが、提供申出に係る模擬審査に関する議事は、非公開とする。
- （2）専門委員会の検討の結果については、両部会に年次の報告を行う。なお、専門委員会の議決は、障害者部会長及び障害児支援部会長の同意を得て、両部会の議決とすることができる。
- （3）専門委員会の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及びこども家庭庁支援局障害児支援課において行う。
- （4）上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行する。

【参考】障害福祉サービスデータベースの概要

- 障害福祉サービスデータベース（以下、「障害福祉DB」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第89条の2の2第2項（障害者データ）及び児童福祉法第33条の23の2第2項（障害児データ）の規定に基づき、障害福祉サービス等給付費明細書データ、障害支援区分認定データ等について、個人情報情報を匿名化した上で、市区町村からデータ提供されたものである。
- 令和2年度から4年度までにかけて障害福祉DBの構築が進められ、令和5年度から運用を開始している。



※ 障害支援区分判定ソフトは、厚生労働省にて開発し、自治体に提供している。

【参考】根拠法令等（抜粋）

○ 市町村からの障害福祉DBへのデータ提供（公布日は令和４年12月16日、施行日は令和５年４月１日）

- ・（障害者データ）障害者総合支援法第89条の２の２

２ 市町村及び都道府県は、主務大臣に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事項に関する情報を、主務省令で定める方法により提供しなければならない。

- ・（障害児データ）児童福祉法第33条の23の２

２ 市町村及び都道府県は、内閣総理大臣に対し、前項第一号に掲げる事項に関する情報を、内閣府令で定める方法により提供しなければならない。

○ 障害福祉DBの第三者提供（公布日は令和４年12月16日、施行日は公布日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

- ・（障害者データ）障害者総合支援法第89条の２の３

主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報（障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究
- 三 民間事業者その他の主務省令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

３ 主務大臣は、第１項の規定により匿名障害福祉等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会又はこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

- ・（障害児データ）児童福祉法第33条の23の３

内閣総理大臣は、障害児の福祉の増進に資するため、匿名障害児福祉等関連情報（障害児福祉等関連情報に係る特定の障害児その他の内閣府令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害児福祉等関連情報を復元することができないようにするために内閣府令で定める基準に従い加工した障害児福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する研究
- 三 民間事業者その他の内閣府令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の内閣府令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

③ 内閣総理大臣は第１項の規定により匿名障害児福祉等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

【参考】根拠法令等（抜粋）

○ 専門委員会の設置

- ・ 社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）
（委員会の設置）

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

- ・ こども家庭審議会運営規則（令和5年4月21日こども家庭審議会決定 最終改正：令和5年9月25日）
（委員会の設置）

第6条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。